

平成26年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

給与所得控除の上限が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）が、平成29年度は1,200万円（控除額230万円）に、平成30年度より1,000万円（控除額220万円）に引き下げられます。

法人住民税・法人事業税

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%段階において、次の措置が講じられます（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）。

- 1 法人住民税（法人税割）の標準税率の引き下げ。
※法人住民税（法人税割）の税率引下げ分相当について、地方法人税を国税として創設し、地方交付税原資化。
- 2 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。

不動産取得税

耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、取得した日から6か月以内に、次に掲げる全てを完了した場合には、耐震基準に適合した中古住宅を取得した場合と同様に、不動産取得税額から当該中古住宅の新築時に控除するものとされていた額に係る税額を減じる措置が講じられました（平成26年4月1日以後の取得に適用）。

- 1 耐震基準に適合するための改修を実施し、入居前に完了すること。
- 2 耐震基準に適合することの証明を受けること。
- 3 当該中古住宅に取得された方が入居すること。

自動車取得税

- 1 平成26年4月1日以後に取得される自動車に対して課する自動車取得税の税率が、次のように引き下げられました。
 - (1) 自家用自動車（軽自動車を除く。） 100分の3（改正前100分の5）
 - (2) 営業用自動車・軽自動車 100分の2（改正前100分の3）
- 2 平成26年4月1日以後に取得される自動車について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「エコカー減税」）において、軽減割合が拡充（75%→80%、50%→60%）されました。

自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）において、軽課については対象を重点化した上で強化し、重課については新車新規登録から13年（ディーゼル車は11年）を経過した自動車の重課割合を概ね15%（改正前10%）に見直しを行った上、2年（平成27年度分・平成28年度分の自動車税に適用）延長されました。

軽自動車税

自動車税との負担水準の適正化を図るため軽自動車税の標準税率の引き上げがなされるとともに、四輪車等については経年車重課が導入されます。

- 1 平成27年度以降に新規取得される四輪等の新車の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引き上げられます（これ以前から所有している車や中古車を新たに取得した場合は現行税率のまま）。
- 2 最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、約20%の重課が導入されます（平成28年度分から）。
- 3 二輪車等について、平成27年度以降、税率が現行の約1.5倍（最低2,000円）に引き上げられます。

固定資産税

- 1 新築住宅及び長期優良住宅に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限を平成28年3月31日まで延長することとなりました。
- 2 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震改修が行われた大規模建築物等について、対象建築物の固定資産税額が2年度分に限り、2分の1減額されます。
(注)「大規模建築物等」とは、①不特定多数の者が利用する大規模な建築物等（病院、旅館等）、②地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物、③都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物が該当します。